

(協議離婚)

離婚届と同時に住所異動
 する場合は異動後の住所
 を書いてください（市外
 に転出する場合を除く）。
 ※住民異動届が必要で
 す。

実父母、養父母の氏名を
書いてください。

未成年の子がいるとき、
夫・妻のどちらが親権を
行うか、子の氏名（フルネ
ーム）を書いてください

日中連絡できるところ
を書いてください。

離婚届

令和 6 年 3 月 / 日届出

富山県富山市 長 殿

(よみかた)		夫 とよま とうろう		妻 とよま はなこ	
氏 名	富山 一郎	富山 花子			
生 年 月 日	平成4 年 5 月 5 日	平成2 年 3 月 3 日			
住 所	富山市新桜町 7番38号 とよま とうろう	富山市西町 5番1号 とよま はなこ			
(住民登録をしているところ) (よみかた)	世帯主の氏名 富山 一郎	世帯主の氏名 富山 花子			
本 籍	富山市新桜町 7	番地 ⑧			
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	華頂者の氏名 富山 一郎				
父母及び養父母の氏名	夫の父 高岡 次郎 母 高岡 桃子	続き柄 二男	妻の父 立山 三郎 母 立山 梅子	続き柄 長女	
父母との続き柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその続の欄に書いてください)	養父 富山 太郎 養母 富山 桜子	続き柄 養子	養父 養母	続き柄 養女	
離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判 ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 新しい戸籍をつくる				
婚姻前の氏に もどる者の本籍	富山市西町 5		番地 ⑧	たけやま はなこ 立山 花子	
未成年の子の氏 名	夫が養権を行使する	妻が養権を行使する	富山 藤子		
同居の期間	令和元 年 6 月 から (同居を始めたとき)		令和6 年 2 月 ま で (別居したとき)		
別居する前の住 所	富山市新桜町 7		番地 ⑧	38 ⑧	
別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の雇用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から9人までの世帯(日本または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日本または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯				
夫妻の職業	夫の職業		妻の職業		
その他	◎署名は必ず本人が自署してください ◎押印は任意です				
届出人署名 (※押印は任意)	夫 富山 一郎	印	妻 富山 花子	印	
事件簿番号	住所を定めた年月日		連絡先		
	夫 年 月 日		電話 090 (XXXX) XXXX		
	妻 年 月 日		自宅・勤務先 [携帯]		

調停離婚のとき⇒調停調書の謄本
審判離婚のとき⇒審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき⇒和解調書の謄本
認諾離婚のとき⇒認諾調書の謄本
判決離婚のとき⇒判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 (※押印は任意)	印
生 年 月 日	昭和 40 年 1 月 1 日
住 所	富山県射水市新開 410 番地 1
本 籍	富山県射水市新開 410 番地 1

◎押印は任意です

■ 戸籍の筆頭者でない方が婚姻前の氏にもどることを希望する場合
・ 婚姻前の戸籍にもどる ⇒ ☒ もとの戸籍にもどる ・ 婚姻前の氏で新しく戸籍をつくる ⇒ ☒ 新しい戸籍をつくる
にチェックを入れ、離婚後の本籍と筆頭者を記入してください。

■戸籍の筆頭者でない方が離婚後も婚姻中の氏を引き続き名乗る場合
この欄は空欄にし、「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法 77 条の 2 の届）」を離婚届と同時に提出してください。なお、この欄を空欄にしても同時に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法 77 条の 2 の届）」が提出されていない場合は、婚姻前の氏に戻ります。

■離婚後に婚姻前の氏に戻ったが、その後婚姻中の氏に変更したい場合は担当までご相談ください。

※この欄は内容が複雑になることがありますので、ご不明な点があれば事前に担当までお問い合わせください。

【出版社】：サポートダイケム 0330-00804 【登録ホームページ】 <http://www>

未成年の子がいる場合チェックしてください。

子の戸籍について

子が離婚後の母（父）の戸籍に入るには、離婚届提出後に家庭裁判所の許可を得たうえで、市役所に入籍届を提出する必要があります。

詳しくは窓口にてご相談ください。

届者の本人確認にご協力を！！

仮りの届出を防ぐため、戸籍の届出及び住民異動届出に来庁された方について、
運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど、写真つきの公的身分証明書等の提示をいただきます。
ただし、上記の身分証明書をお持ちでない方も届出はできますので、窓口にお申出ください。

なお、来庁されない届出人に対し、届出があったことの連絡を郵便で行います。

富山市役所市民課戸籍係
電話 076-443-2075 (直通)

届出の際に必要なもの

- (1) 住民異動届 (住所異動する場合)
- (2) 転出証明書 (市外から転入する場合)
- (3) 窓口に来られる方の本人確認のための運転免許証等身分証明※
- (4) 保険証 (国民健康保険に加入している方のみ)